

第七回熊本大学附属図書館特殊資料展

細川家のローマ字印

出品目録

平成2年11月8日～10日

熊本大学附属図書館

1. 細川忠興ローマ字印 (1)

整理番号 107, 40, 1印26番 1印38番 11印53番

忠興の印判は、現在知る限りでは印文tadauquiのローマ字印のみであり、大量に残存する忠利宛書状でも病気・所労などにより花押を署しがたい時ローマ字印を捺している。3点の文書は、忠利宛の元和4年(1618)2月19日付忠興書状(1印26番)、同年8月18日付書状(1印38番)、寛永8年(1631)11月16日付の忠興書状(11印53番)であり、印判は同類とみられ、重郭正円直径12ミリの朱印(1印26番)と青印(1印38番・11印53番)である。青印のものが単に印肉を替えたものか別類なのかは判然としない。興味深いのは、寛永8年11月16日付書状において、忠興が忠利に対しTadatoxiのローマ字印および同印・花押の2点を貼付して返却していることである。藩主の印判とは実父といえども、その取扱いには細心の注意を払っているのであり、かかる権威を背景に印判は捺印され、捺印された文書を保証していたのである。



忠興が印判としてローマ字印を使用していることは、豊前入国(慶長5年12月)の直後から確認できるが、妻・弟・子供たちに受洗者がおり、自らも「キリシタン宗門に傾いて」いたと言われる忠興が、いかなる意識から印判にローマ字を刻んだのであろうか。

2. 細川忠興ローマ字印 (2)

整理番号 107, 40, 1印27番

元和4年(1618)閏3月2日付忠利宛の忠興書状で、印判は単郭正円直径約12ミリの青印である。単郭が正しければ重郭ローマ字印(1)とは明らかに別種である。



3. 細川忠利漢字印 (1)

御印帳 整理番号 10, 12, 3

忠利の印判は漢字印2種、ローマ字印3種に大別される。本印は重郭正円直径16ミリの朱印で、印文は漢字二字のようであるが判然としない。『御印帳』とは、惣奉行が、藩主忠利の指示およびその執行状況を事書した政務記録であり、忠利が家督を相続し、小倉城に入った翌々日の元和7年(1621)6月25日の条から同年11月頃までの分が残され、忠利は、各条ごとに本印をもって裁可している。本印の使用は『御印帳』にみるごとく、忠利の小倉入城直後に始まり、元和9年(1623)末まで続き、翌元和10年(寛永元年)(1624)に使用された形跡は認められない。



4. 細川忠利漢字印（2）

御書入御印判物 追加番外 整理番号 107, 29, 6

本印は重郭正円直径16ミリの朱印で、先の漢字印(1)の印文の石餅を白く抜いた陰陽を逆にしたものである。現在のところ、本印の使用は、この元和7年（1621）7月25日の小倉川口出女切手1点のみである。



5. 細川忠利ローマ字印（1）

忠利公御印物 6番 整理番号 107, 29, 1

本印は単郭正円直径16ミリの青印である。印文は小円内のxi以外判然としない。xiは後のTadatoxi印の印文の末尾と一致するところが手懸りとなるであろう、印文全体が名乗の忠利（とくに利）を表したものでどうか、今のところ判然としない。本印は、元和7年（1621）11月2日奉行に対して唐人医師明實への合力米給与を指示した、この文書において初めて使用されており、これが現在のところ忠利によるローマ字印使用の初例ということになる。



6.

忠利公御印物 13番 整理番号 107, 29, 1

忠利のローマ字印(1)と漢字印(1)の2種が捺された珍しい文書である。ローマ字印(1)は、前の唐人明實宛の合力米給与の例でもわかる通り、原則的には忠利による給扶持・給米銀関係の裁可に使用され、漢字印(1)とは使用目的が区別されていたようである。なお、ローマ字印(1)の使用形態で注目したいのは、後掲の借銀証文（目録-18）に捺されていることである。

7. 細川忠利漢字印（3）

忠利公御印物 13番 整理番号 107, 29, 1

本印は単郭正円直径10ミリの青印である。印文は漢字一字、「藤」と読める。「藤」からすぐに連想するのは肥後細川家の始祖藤孝であり、本印の「藤」は祖父の名乗の一字をとったとみるのが妥当であろう。忠利がいかなる意識から祖父の名乗の一字をとったのか、興味深い。本印の使用例は忠利公御印物の5番と13番とに一点ずつ認められるだけである。



8. 細川忠利ローマ字印（2）

忠利公・光尚公 御印物 又追加55番 整理番号 107, 29, 6

本印は幅の広い単郭正円直径15ミリの青印で、まれに黒印もある。印文は名乗のTadatoxiである。本印はこの文書（元和9年12月3日「大坂ニ被召置ニ付奉得御錠条々事」）において初めて使用され、翌元和10（寛永元）（1624）年以降の忠利印は印文Tadatoxiのローマ字印に統一されていくことになる。すなわち、忠利は、これまで漢字印とローマ字印を併用してきたが、寛永元年以降は、印文Tadatoxiのローマ字印に統一し、もっぱらこれを使用している。その後寛永元年から同18年（1641）の忠利死去の直前まで印文Tadatoxiのローマ字印の使用はおびただしい数にのぼっており、忠利が数顆のTadatoxi印を持っていたことが想像される。とくに単郭部分にはっきりした違いがあり、本印は最も幅広い単郭となっている。



9. 細川忠利ローマ字印（3）

忠利公御印物 16番 整理番号 107, 29, 1

これまでの忠利の印判の形状が正円であるのに対し、本印は楕円の両脇を切り込んだめずらしい石錘形をしており、先の漢字印(2)と同様に印文を彫り込んだ白字の青印である。形状・印文ともに完全・鮮明なものは見当たらないが、形状は縦7ミリ、横11ミリ（凹部8.5ミリ）であり、印文は正確を期しがたいが官名越中守からとったyeticu（越中）であろうか。寛永元年（1624）以降Tadatoxi印に統一されているなかで、忠利公御印物16番の寛永2年（1625）6月12・13日付の差紙類9点に捺されている。忠利は本差紙の内容からみて、さして重要でない文書の裁可に本印を使用している。



10. 細川光尚ローマ字印

光尚公御印物 30番 整理番号 107, 29, 3

本印は単郭正円直径15ミリの青印で、まれに黒印もある。印文は光尚の幼名細川六丸に由来する fosocaua rocu である。本印は、光尚が証人として江戸に居住し、江戸屋敷の諸政務を裁可した『御印帳』(寛永11~15年)の各条に捺され、初見は同帳寛永11年(1634)5月9日条である。この間、光尚は寛永12年7月に肥後守に任官し(祖父忠興・父忠利は越中守)、六丸改め肥後守光尚と名乗り、また同18年(1641)6月には父忠利の死去をうけて家督を相続するが、こうした肥後守任官、家督相続・襲封を機にローマ字印を新規に作成せず、幼名に由来するローマ字印のみを使用し続けたことは注目に値する。



11. 細川光尚改印書出し

光尚公御印物 25番 整理番号 107, 29, 2

光尚は、寛永18年(1641)6月14日に家督を相続した後も、幼名に由来する印文 fosocaua rocu のローマ字印を使用し続けるが、慶安元年(1648)にローマ字印の使用をやめ、名乗の「光尚」を印文とする漢字印に改める。光尚は、慶安元年5月11日、奉行中に対し、印判の印文を南蛮字から古文字に改めたことを周知させた。日下には丸い切り取りがあり、新規の漢字印が捺され、周知された後切り取られ光尚の元に戻されたのであろう。光尚の改印によって、忠興以後、忠利・光尚にいたるまで、広く使用されていた細川家当主のローマ字印は廃止され、年寄たちも光尚に従って改印する(目録-13)。

12. 細川光尚漢字印

光尚公御印物 29番 整理番号 107, 29, 3

本印は単郭正円直径15ミリの青印で、印文は名乗の「光尚」である。黒印の多少みとめられる。光尚が、幼少以来使用し続けて来たローマ字印を漢字印に改めたのは、正保4年(1647)6月のポルトガル船の長崎入港を機に強化された異国船防備強化の動きをうけて、こうした対外的緊張時に印判に「南蛮字」を使用することは好ましくないと判断したからと思える。光尚は慶安元年(1648)4月5日に奉行中に書出しをもって新規の印判を周知させるが、実際には、書出しを行う少し前から新規の漢字印を使用し始めている。慶安元年4月5日付の本文書が光尚漢字印使用の初例である。



13. 米家旧記抄抜書

整理番号 12, 11, 10

本文書は、藩主光尚の改印をうけて、八代在城の首席家老松井佐渡守興長が、自らも慶安元年(1648)6月11日から印判の印文を南蛮字から古文字に改めたことを、熊本の年寄中に知らせたものである。原書状には、興長の新規印判が捺され、書状回覧御切り取られ、興長に返却されたようである。書状の中で興長は「其元之衆何れも南蛮字之印判之分ハ御替候様ニ承候」と、南蛮字使用の家臣全員が古文字に改印した旨を承ったと書き送っているが、実際には、慶安・承応期(1648-1655)までかなりの家臣がローマ字印を使用し、寛文期(1661-1673)までの使用例を確認できる。藩主光尚・重臣のローマ字印の使用中止と、その他の一家臣のローマ字印使用の継続とはある程度区別して考えるべきであり、藩主・重臣がローマ字印の使用を中止し、これをことさらに家中一般に徹底強制しなかったところに、当時のローマ字印使用の意識の一端が看取されよう。

なお、参考までに、改印御の老中(家老・慶安4年)の印判を示せば、次の通りである。



松井佐渡守興長



有吉頼母佐英安



米田監物是季



松井式部少輔寄之



米田左馬允是長



沼田勘解由延之



沢村宇右衛門友好

14. 細川綱利漢字印(1)

綱利公御印物 47番 整理番号 107, 29, 4

細川家当主のローマ字印は、慶安元年(1648)5月11日、光尚が印判の印文を南蛮字から古文字に改めると書出したことによって廃止される。したがって、慶安3年(1650)4月、光尚の急逝の後をうけ、幕府の特例的措置により幼年で家督を継ぐことになった綱利(当時六丸)は当然のことながらローマ字印を使用せず、在府中は本印を使用している。

そして、綱利は10年間の定府をおえ、寛文元年(1661)4月に入国すると、次の漢字印(2)を使用している。



綱利漢字印(1)



綱利漢字印(2)

15. 相談帳

整理番号 12, 7, 3

相談帳は、藩主が参勤・在府のため国元を離れた間、年寄・惣奉行らが藩政上の諸案件を協議した記録であり、現在年寄・惣奉行の相談帳と惣奉行を中心とする相談帳という二系統の相談帳が残っている。本帳は年寄・惣奉行の相談帳で、寛永元年(1624)4月17日から同2年5月17日までの各箇条に、年寄の松井式部少輔興長、小笠原民部少輔長元、米田与右衛門是門、松野利斎、惣奉行の西郡刑部少輔清忠、浅野清右衛門、横山助進重嘉の順で捺印している。7名の印判のうち松井・小笠原・西郡の印判がローマ字印である。



松井式部少輔興長



小笠原民部少輔長元



西郡刑部少輔清忠

16. 諸奉行帳

整理番号 文下補4

諸奉行帳は、藩の奉行組織を書き上げたもので、元和10年(1624)、寛永5年(1628)、年未詳の3冊がある。各奉行の在職者の名前の上に、忠利の裁可のローマ字印が捺され、元和10年と年未詳の諸奉行帳には、忠利のローマ字印がすべて墨抹されている。本書は元和10年諸奉行帳であり、うっすらと印文Tadatoxiのローマ字印が確認できる。

17. 御印御扶持方御切米帳

整理番号 12, 12, 11

寛永5年(1628)7月28日、惣奉行によって、扶持方・切米取の下級家臣が書き上げられ、家臣全員の名前の上に、忠利の印文Tadatoxiのローマ字印が捺されている。

18. 袖判借状

整理番号 神雑 1, 31, 3

神雑1, 31, 3には、京都町人から借用した証文15通(内、写1通、反古1通)が一括されているが、これらの証文は袖(右端)の部分に、藩主忠利の袖判(印判)がすえられているところから袖判借状と呼ばれる。本文書は、元和10年(1624)正月5日、前年正月に借用した京都大文字屋からの借銀4口、元銀都合300貫を、新たな袖判借状をもって借り替えようとしたが、藩側と大文字屋側とで利率に違いを生じ、反古となった借状であり、斜線がひかれている。袖判は全て花押(書判)と印判の重判形式をとっており、神雑1, 31, 3の印判には、全て青印の忠利ローマ字印(1)が捺されている。

袖判借状の発給には年寄の松井(長岡)式部少輔興長と惣奉行が当たっているが、松井興長と奉行の1人小篠治太夫はローマ字印を使用している。



借状の忠利袖判



小篠治太夫

19. 女出切手

忠利公御印物 20番 整理番号 107, 29, 1

元和10年(1624)の豊前国規矩郡小倉川口および田川郡香春口の出女切手であり、申請者の後藤又一郎正久、遠坂関内、請人の加賀山(奥田)権左衛門正慶、河喜多五郎右衛門正直が、ローマ字印を使用している。このうち、後藤と加賀山のキリスト教との族縁的關係あるいは河喜多を含めたキリスト教との關係に注目したい。

後藤正久はかの後藤又兵衛基次の子で、幼少より細川家に預けられ、大坂陣の後同家に仕えた。加賀山正慶は、殉教のキリシタン武士として知られる加賀山隼人興良(知行6000石)の甥(興良の弟政房の子)であり、すぐ上の兄に加賀山主馬首可政がいる。興良の3人の娘のうち、みやは信仰を棄てず寛永11年12月に処刑された小笠原与三郎玄也を婿とし、その妹は加賀山正慶に、リュは後藤正久にそれぞれ嫁している。三姉妹はキリシタンとみられる。権左衛門正慶・主馬首可政兄弟も次の河喜多正直ら27名とともに、肥後入国の寛永13年(1636)末にキリスト教を転んでおり、元和10年(1624)当時キリシタンであった。つまり、後藤、加賀山、河喜多3名のローマ字印はキリスト教と深い關係を有する武士のそれであり、とくに加賀山隼人の殉教が元和5年(1619)と考えられるだけに、彼らのローマ字印使用は格別の意味をもつのかも知れない。河喜多正直は、関ヶ原戦の時、忠興室秀林院(がらしや)に殉死した石見一成の孫であり、小笠原玄也は、秀林院を介錯した小笠原少齋秀清の3男である。加賀山・小笠原・後藤・河喜多の4家には、キリスト教による濃厚な結びつきを感じる。

なお、細川家臣のローマ字使用の初例は、現在のところ、元和7年(1621)10月26日付の小倉川口出女切手であり、請人として河喜多正直が、ローマ字印を使用している。河喜多正直のローマ字印使用は、藩主忠利のそれ(目録5)よりは早いことになる。同じ川口出女切手の申請者として後藤正久が、請人として加賀山正慶がそれぞれ元和7年8月4日、同年9月18日付の切手に捺印しているが、これはローマ字印ではない。家臣の間でローマ字印の使用が増え始めるのは、藩主忠利が印文Tadatoxiのローマ字印を使用し始める頃とほぼ符合するようである。



後藤又一郎正久



遠坂関内



加賀山権左衛門正慶



河喜多五郎右衛門正直

20. 川口出女切手

整理番号 神雑1, 103 神雑1, 206, 3

忠利公御印物 15番 又追加 54番 整理番号 107, 29, 1, 6

本文書群は、女性を他国に出立させる際に、請人を立て、藩主忠利の裁可の御印を受けるために奉行宛に出された申上書であり、日下に忠利のローマ字印が捺されて出国が許可された出切手となっている。当時の人達はとくに舟で出立したので、数多くの川口出切手が残されている。ここでは小倉時代の寛永5年(1628)の川口出女切手6点(字佐郡水崎川口1点 小倉川口4点 大里川口1点)、香春口出切手2点、正保3年(1646)の川口出女切手5点(高橋川口1点、高瀬川口1点)を展示しているが、申上者と請人の中にローマ字印を使用している者がいる。名前を列記すると、飯田才兵衛統政、山田七郎兵衛、松井(長岡)式部少輔興長、松井(長岡)式部少輔寄之、横田権佐、続平右衛門、志水新丞、釘本半左衛門、下津将監であり、宛所の河喜多五郎右衛門正直もローマ字印を捺している。

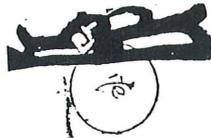
ちなみに、寛永5年の出切手の長岡式部少は、松井興長、正保3年の長岡式部は松井寄之(忠興6男、元和7年興長養子)のことであり、首席家老父子のローマ字印であり、また飯田統政は、忠利の右筆として、藩主の文書発給に深く関係した人物である。当時の家臣間におけるローマ字印の普及を物語る文書群でもある。



飯田才兵衛統政



山田七郎兵衛



続平右衛門



横田権佐



谷助兵衛重良



加賀山主馬首可政



志水新丞



松井式部少輔寄之



下津将監



釘本半左衛門

21. 御腰物御印帳

整理番号 4, 8, 81

本書はいわば細川家の腰物の出納帳であり、誰から請取り、誰に譲渡したのかを克明に記し、請け渡しを担当した家臣が捺印している。

ここに示したのは、寛永10年（1633）8月22日の御腰物御印帳の末尾の部分であり、渡人・請取人20名のうち、沢村宇右衛門友好（知行1000石）、乃美市郎兵衛、坂崎内膳正成政（知行1300石）、永良長兵衛（知行650石）竹原清太夫 立石助兵衛の6名がローマ字印を使用している。



乃美市郎兵衛



坂崎内膳正成政



永良長兵衛



竹原清太夫



立石忠兵衛

22. 覚

整理番号 神雑1, 190

藩主忠利側近の坂崎内膳正成政による腰物渡方の差紙であり、この差紙を整理したものが先の『御腰物御印帳』（目録21）であろう。坂崎は差紙の全てにローマ字印を使用している。

23. 江戸御普請諸入目未算用承届申覚

整理番号 神雑1, 51, 3

荒木助右衛門以下四名は寛永13年（1636）江戸城普請費用の請払目録の作成にあたった奉行であるが、奉行のうち、高田角左衛門永能（知行300石）がローマ字印を使用している。



高田角左衛門永能

24. 差紙

整理番号 神雑1, 69, 3

寛永14年（1637）の京都借銀返済についての勘定方奉行の差紙であり、奉行の一人の浅山太兵衛（知行150石）がローマ字印を使用している。



浅山太兵衛

25. 追腹仕衆妻子井兄弟付

忠利公・光尚公御印物 又追加番外56番 整理番号 107, 29, 6

いわゆる「阿部一族事件」の発端をうかがわせる文書である。寛永18年(1641)6月19日、入国した新藩主光尚は、奉行に対し先代忠利の死に殉じて切腹した18名の遺族の書上げを命じ、印文fosocaua rocuの印判をもって跡式を保証した。阿部弥市右衛門の嫡子権兵衛も父の知行1100石が5男左平太に200石、権兵衛に900石という形で安堵される。しかるに、7月には、左平太分を含めて父の知行1100石が一括権兵衛に安堵され、6月19日の阿部家の対する光尚の裁可の御印は墨抹されている。跡式が変更されたのは阿部家だけではなく、内藤家、宗像家も変更されている。嫡子相続の原則に戻されたわけであり、このままであれば事件は起こらなかつといえる。しかし、この後阿部家の跡式は再度変更されたようであり、そこから「阿部一族」の悲劇へと事態は動くことになる。

26. 光尚公御印物

光尚公御印物 38番・43番 整理番号 107, 29, 3

有吉雅楽助のローマ字印であるが、寛永19年(1642)閏9月25日と同20年(1643)10月21日のローマ字印では印分が変わっている。時間的隔たりからみて同一人物とみてよかろうが、そうであれば、同一人の二顆のローマ字印所有の事例として興味深い。



有吉雅楽助(1)



有吉雅楽助(2)

27. 五分一米取立之覚

整理番号 神雑1, 37, 3

正保2年(1645)8月5日、奉行は財政強化策の柱として、家臣の知行物成の5分1取立てについての伺書を家老中に出し、家老は寄合をもち、返答の肩書に捺印して奉行に示した。家老は5名全員ローマ字印を使用しており、各条ともに上から順に松井(長岡)佐渡守興長、米田(長岡)監物是季、松井(長岡)式部少助寄之、米田与七郎是長、沢村(松井)宇右衛門友好の印判である。

松井興長と寄之は義父子(寄之は忠興6男、元和7年6月興長養子)、米田是季と是長も父子であり、沢村友好は松井興長の父康之の甥にあたる。



米田監物是季



米田与七郎是長



沢村宇右衛門友好

28. 光尚公御印物

光尚公御印物 39番 整理番号 107, 29, 3

本文書は、正保3年(1646)8月13日、長岡式部少輔寄之、沢村宇右衛門友好、米田与七郎是長の家老3名が、奉行に対して、小笠原備前の上知に対する藩主光尚の意向を伝えたものであり、家老3名ともにローマ字印を使用している。

29. 御老中印帳

整理番号 10, 12, 13

慶安元年(1648)5月11日、藩主光尚がローマ字印を漢字印に改めた旨を書出しをうけて、首席家老松井興長ら重立った家臣もローマ字印の使用を止める(目録11)。本帳は、慶安2年(1649)12月藩主光尚が急逝し、幼少ゆえに定府となった六丸(後の綱利)にかわって国元を仕置くことになった老中(家老)7名が、寄合をもって藩政上の諸案件を合議し、押印して裁決したものであるが、これによって改印後の、重印たちの印判を知り得る。なお、老中印判の目録13を参照されたい。

30. 御老中へ伺申覚

整理番号 10, 18, 2

本帳も『御老中印帳』と同様に、藩主綱利定府中ゆえに、老中（家老）が寄合をもち、申上された事項を審議し、裁決したものを記録したものであり、万治元年（1658）11月11日から翌年10月朔日までの分を合綴している。覚書を作成した奉行・目付らの印判をみると、続平右衛門（知行200石）はいまだローマ字印を使用している。続は寛文年間までローマ字印を使用しており、藩主、重臣のローマ字印使用停止後の家臣の使用例として注目できる。なお、続平右衛門は、前出の続平衛門（目録20）の子とみられるので父子二代にわたってローマ字印使用ということになる。



続平右衛門

31. 御役過上帳

整理番号 神雑 1, 62, 2

普請奉行が、寛文13（延宝元）（1673）年7月晦日、知行取家臣の役儀（普請役）の寛文12年負担過上分を書上げて家老に提出したものであり、奉行のうち、中根平兵衛（知行1000石）はローマ字印を使用している。現在のところ、本文書が家臣のローマ字印使用の下限である。



中根平兵衛